



税理士法人優和 埼玉本部 飯野事務所

今年は好況の年明けで始まりましたが、ここに至り業況は一転、大変厳しい年の瀬となりました。

「瀬」とは、急流や激流を意味することのこと。まさしく、この年の瀬を乗り越り新年を迎えたいものです。



### 国民の目線

2009年度与党税制改正大綱がまとまった。年間1兆800億円規模の減税となり短期間の景気刺激策に重点が置かれたようだ。身近なものでは中小企業の軽減税率の引き下げや証券優遇税制の延長等が挙げられる。中でも目に付いたのが今年末に期限切れを迎える住宅ローン減税のリニューアルだ。現行では最大10年間で160万円の減税が受けられた。今回の案では、最大10年間で500万円(600万円)に拡大される。所得の低い人でも利用できるよう国税から引ききれない部分は、年97,500円を上限に地方税から引くことができるようだ。1年で50万円(60万円)の計算となる。これをすべて使い切るには標準世帯(片働き夫婦二人)で考えると、給与で年900万円(950万円)前後であろう。また、減税額は、ローンの年末残高の1.0%(1.2%)であることから、こちらも年50万円(60万円)を使い切るには、毎月返済を続けながら10年後にも5,000万円の残高を保有することになる。一体いくら借入れて、いつまで返済するのだろうか。

年の瀬に職を失い住む場所さえ追い出される人もいようだ。国民の目線とはどの辺りだろう。与党の思惑通り減税が効果を発し、来年が明るい年であるよう願うばかりだ。( )内は「認定長期優良住宅」(佐伯)

### 年末調整と長寿医療制度の保険料

今年もいよいよ年末調整の時期が近づいてきました。今年は住宅ローン減税の改正、バリアフリー改修促進税制の創設が挙げられていますが、意外な落とし穴が「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料控除」です。

この長寿医療制度の保険料は、原則として被保険者の年金から特別徴収されることになっていますが、政令の改正により、この10月分の保険料から、被保険者本人の年金等の収入が年180万円未満であることなどの一定の要件を満たせば、被保険者の世帯主又は配偶者の口座振替による支払いができるようになりました。このようにして支払われた社会保険料は、口座振替により支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

そのため、今回の年末調整では、従業員の中で高齢の親を扶養されていて、その親の長寿医療制度の保険料を親に代わって支払っている人などについては、その保険料額を「給与所得者の保険料控除申告書」に記載していただくことになります。なお、この場合には証明書などの添付は不要です。

(吉田)

### 所長のコラム



### 市町村合併と市民生活



蓮田市と白岡町の合併の姿がようやく見えてきて、蓮田市民の一人として同慶の至りである。合併の実が早期に実現して市民生活の向上に寄与することを願っている次第である。

そもそも市町村の合併とは何なのだろう。市町村も一般企業同様、技術革新と市民の価値観や生活スタイルの変化に曝され、それらにどう対応するかが市町村なりの責務として問われるようになった。

特に技術やシステムが複雑化し、市民生活は行政などに、より大きく依存するようになった。その結果、行政も企業も固定費が高みその負担が重くなるばかりである。同時に行政も企業も技術や知識について専門化が進むようになった。

このようなことから、固定費負担の相対的引き下げ、組織の専門家集団への脱皮が不可欠になり、組織の大規模化が不可欠になり、大規模化による副次的効果を期待せざるを得なくなってきた。そして、市町村の合併や企業のM&Aが社会的な現象となり、日常茶飯事になった。

市町村の適正規模は人口50万人なのか100万人なのか、はたまた、200万人なのか。企業をとれば、世界的企業として生き延びるためには世界のマーケットの何%を確保すればよいのだろうか。

(飯野雪男)

### 企業再生の現場 その2

企業が窮境に至るとき、厳しいことを理解しつつも、資金繰りが何とか回っている場合は、そのことにふたをして、見てみぬふりをしてしまいがちです。実は、この間に傷口がどんどん広がっているのですが、そのうちこの傷も何とか治るだろうと期待して治療を先に延ばしてしまいます。しかし、画期的な治療方法はそれほど見当たらず、また、そのような治療方法に出会うこともほとんどありません。ですから、そうなる前に何らかの手を打たなければならないのです。

資金繰りがうまくいかなかったとき、最初に打つ手は、出て行くお金を抑えるために、余分な出費が無いかを洗いざらいチェックすることです。

同じ品物を数社から入手できるような場合、まず、見積もりを取ることが必要です。出来れば今までの取引先と継続して、ということが望ましいかもしれませんが、自分の会社がどうなるかわからない状況の下では、取引先に厳しい条件を提示することも止むを得ません。事務所等を借りている場合は、その賃借物件が本当に必要かを見直します。効率化を図れば2/3位のスペースになるかもしれませんが、他の場所でも営業できるのでしたら、体力のあるうちに移転も検討すべきでしょう。その他、見直すべき点は多々ありますが、一番重要なことは、やりたくないことを無理だという理由をつけて先延ばしにしないことです。(樽村)